

労働委員会って何ですか？

～よくいただく質問 Q & A～

働く方(労働者)と事業主(使用者)との間で、賃金、解雇、配置転換などの労働条件をめぐるトラブルが生じ、当事者間で解決できないときは、労働委員会にご相談ください。

労働委員会ってそもそも何をするとところですか？

労働委員会は、労働組合法によって国と都道府県に設けられた、**労使紛争を解決するための専門的な行政機関**です。労働者と使用者の間に生じたトラブルを、公平な第三者機関としてあっせんなどにより解決のお手伝いをします。

あっせんってどういうことをするの？

労働委員会のあっせん員3名が、労働者と使用者双方の主張を聴き、公正・中立な立場から解決の糸口を見つけ出し、歩み寄りを促します。あっせんの開催は原則1回で、申請から開催までは1か月程度が目安です。

あっせんは誰でも申請できますか？

あっせんに申請できる方は、**千葉県内の事業所に雇用されているか又は雇用されていた労働者(労働組合も可)**と、**県内に所在する事業所の使用者**です。事業所が県内でない場合は事業所のある都道府県労働委員会にご相談ください。

でも、申請費用とかお金がかかるでしょう？

手続に係る**費用は無料**ですので、ご安心ください。
労働委員会にお越しになる交通費や、書類提出のための送料は、ご負担をお願いします。

今すぐ相談に行ってもいいですか？

電話等による**事前予約制**となっております。
他の方のご相談を承っている場合等、せっかくお越しいただいても対応できないことがあるため、事前予約にご協力ください。

残業代を支払ってくれないのですが！

賃金未払は労働基準法違反であり、労働基準監督署が使用者を監督指導することとなっています。労働委員会では対応できませんので、勤務先の事業所を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

【お問い合わせ先】

千葉県労働委員会事務局審査調整課（千葉県庁南庁舎 7 階）

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606

ホームページ：

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/roudoumondai/kanrenhouki/iinkai/index.html>

